

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 評議員・役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び定款第22条に基づく評議員、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、前2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼務する評議員には支給しない。

2 常勤役員に対しては報酬、通勤手当及び費用を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、事業団の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲とする。
- (2) 通勤手当及び費用の額は、給与規程及び旅費規程による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼務する非常勤役員には支給しない。

4 第1項及び第3項による評議員・役員が、その職務を行うために要する費用は報酬に含むものとする。ただし、国または地方公共団体の職と兼務する評議員・役員に対しては費用を弁償し、その額は実費とする。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成31年3月28日から施行する。

附 則

この規程は令和3年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月28日から施行し、令和7年2月10日から適用する。

5-01 役員及び評議員の報酬等に関する規程

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）	年度総額（1人当たり）	年間総額（合計）
評議員	10,000円	30,000円	270,000円
評議員（議長業務）	15,000円	45,000円	45,000円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額	年間総額
役員（理事長）	307,000円	3,684,000円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）	年度総額（1人当たり）	年度総額（合計）
理事	10,000円	60,000円	360,000円
理事（議長業務）	15,000円	90,000円	90,000円
監事	10,000円	70,000円	140,000円
監事（監査業務）	15,000円	15,000円	30,000円